最終更新日：2016年10月6日
第一カッター興業株式会社
代表取締役社長　広瀬 俊一
問合せ先：経営企画室　0467-33-5070
証券コード：1716
http://www.daiichi-cutter.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、お客様、株主、地域住民及び従業員等ステークホルダーと共存共栄できるコーポレート・ガバナンス体制を構築し、中長期的な企業価値の向上を図ることを重要な経営課題のひとつとして認識しております。また、経営の透明性・健全性を確保するため社外監査役及び社外取締役を選任し、経営監視機能の強化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
渡辺　隆	872,000	14.53
永野　良夫	499,800	8.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	336,300	5.60
旭ダイヤモンド工業株式会社	300,000	5.00
第一カッター興業従業員持株会	275,200	4.58
第一カッター興業株式会社	260,260	4.33
ダイヤモンド機工株式会社	240,000	4.00
植村駿吉	209,500	3.49
富国生命保険相互会社	200,000	3.33
エイアイユー損害保険株式会社	200,000	3.33

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6 月
業種	建設業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
関本隆史	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
関本隆史	○	――	関本隆史氏は、弁護士として法律問題及びコーポレートガバナンス問題全般に関して幅広い知識と経験を有しているため、経営適正化の観点から当社に必要な人材であると判断し、第49回定時株主総会において社外取締役として選任いたしました。 なお、同氏は取引所の定めるガイドラインに抵触せず、一般株主との間に利害相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指名いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、明治アーク監査法人と監査契約を締結しております。
監査役、会計監査人、内部監査室は、各々が独立した立場で監査を実施する一方、監査計画の協議・調整、調査結果の報告、情報・意見の交換を行う等連携を深め、監査体制の強化を図る体制を整備しております。
また、監査役は定期的に内部監査に同行して、実地に内部監査の状況を把握しております。

社外監査役の選任状況	選任している

社外監査役の人数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉田孝行	他の会社の出身者													
泉貴嗣	他の会社の出身者													
林晃司	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田孝行	○	――	吉田孝行氏は、経営全般に関する幅広い知識と経験を有することにより、コーポレート・ガバナンスの観点から当社に必要であると判断し、選任しております。 なお、同氏は取引所の定めるガイドラインに抵触せず、一般株主との間に利害相反の生じる恐れがないと判断した結果、独立役員として指名しました。
泉貴嗣		――	泉貴嗣氏は、CSR(企業の社会的責任)の教育・研究を行い、CSRコンサルタントとして活動していることから同氏がCSRに関する幅広い知識と経験を有することにより、当社に必要であると判断し、選任しております。
林晃司		――	林晃司氏は、公認会計士・税理士として税務・会計全般に関して幅広い知識と経験を有していることから、当社の経営適正化の観点から必要な人材であると判断して選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現状、特に、インセンティブを与える必要性を感じておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2016年６月期の取締役の報酬等の額6名 65，991千円、監査役3名19，376千円
（1）取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
（2）報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額9，071千円
（取締役6名分7，588千円、監査役3名分1，482千円）が含まれております。
（3）平成13年９月26日開催の当社第34回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額200,000千円以内
（但し、使用人給与は含まない。）とご決議頂いております。
　また、平成28年９月27日開催の当社第49回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額50,000千円以内とご決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、報酬限度額の範囲内で、会社の業績及び取締役の貢献度に応じ、決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役につきましては、必要に応じて取締役会資料を開催に先立ち配布しております。また、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、速やかに会社は当社の使用人から監査役補助者を任命するものとしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

本書提出日現在、当社のコーポレートガバナンス体制の概要は、下記のとおりであります。

1．取締役及び取締役会
当社の取締役会は、6名で構成されております。取締役会は、経営の要となる重要な意思決定機関と位置づけ、活発な討議により、迅速かつ適切な経営意思決定を行い、経営責任の明確化を心掛け競争力のある効率的な経営を目指しております。取締役会規程に基づき、月１回の定例会、月次決算報告及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項、当社の重要な経営事項を審議・決定するほか、取締役の業務執行を監視しております。

2．監査役及び監査役会
当社の監査役会は、社外監査役3名で構成されております。 監査役会は、独立的及び中立的立場から経営及び業務執行を監視する機関と位置づけております。監査役会規程に基づく年度監査計画に則り、会計監査、取締役の業務執行の監査を行う体制を整備しております。

3．内部監査
当社の内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室長が実施しております。内部監査は、内部監査実施要領に基づき、内部監査室長が内部監査計画を立案し、内部監査実施計画書により実施し、各部署の所管業務が法令、定款及び規程に従い、適切かつ有効に運用されているか否かを調査し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、適切な指導を行い、会社の財産の保全及び経営効率の向上を図っております。

4．会計監査
当社は会社法上の大会社に該当しないため、会計監査人の選任はおこなっておりませんでした。金融商品取引法の監査につきましてはアーク監査法人(現・明治・アーク監査法人)を監査公認会計士等に選任しており、業務を執行した公認会計士の氏名につきましては、次のとおりであります。なお、平成20年12月の株式会社ジャスダック証券取引所(現　株式会社東京証券取引所)の制定した「上場会社の企業行動に関する規範」に基づき、平成22年9月22日の株主総会にてアーク監査法人(現・明治・アーク監査法人)を会計監査人として選任しております。

指定責任社員　島田　剛維
指定責任社員　松島　康治
（注）継続監査年数につきましては、全員７年以内のため、記載を省略しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は従来は社外監査役のみを選任し、社外取締役は選任しておりませんでしたが、2015年9月25日に開催された第48回定時株主総会において、社外取締役1名を新たに選任し、2016年９月27日に開催された第49回定時株主総会においても再任しております。

高度な専門性と高い独立性を兼ね備えた社外取締役が業務意思決定機関である取締役会に加わることにより、コーポレートガバナンスの維持・向上が図れるものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ「株式・投資家への皆様へ」に決算短信等を掲載しております。 http://www.daiichi-cutter.co.jp/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室がIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	全てのステークホルダーに対し、適時、適切、正確、公平に、情報開示するように努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．取締役の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 取締役が法令・定款・規程・企業倫理を遵守するため、「コンプライアンス管理規程」を制定するとともに、教育研修等により周知徹底し、その実効性を高める。
(2) 取締役会において取締役会規程を制定し、当該規程に従い、法令に定める職務のほか、経営基本方針・経営戦略他重要な業務意思決定を行う。また、取締役会は、取締役の業務執行の法令・定款への適合性を確保するために、取締役の職務執行の監督を行う。
(3) 取締役の業務執行状況は、監査役会規程に従い、監査役会による監査を受ける。
(4) 社会の秩序を乱し、企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、取引その他関係を一切持たない。
(5)「内部通報者保護規程」を設け、組織的又は個人的な法令等違反に関する取締役からの通報又は相談の適正な処理の仕組みを定めることにより、法令等違反の早期発見と是正をはかる。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1) 取締役の職務の執行に係る以下の重要な文書（電磁的記録を含む）等は、法令及び文書保存規程に従い、関係する資料とあわせて適切に保存・管理するものとするとともに、必要に応じて取締役、監査役による閲覧に供する。
取締役会議事録、株主総会議事録、社内の重要な会議体の議事録、契約書、稟議書等

(2)「企業機密管理規程」、「インサイダー取引防止規程」等に基づき、機密情報の管理を徹底するとともに、適時開示すべき情報については積極的に開示する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)「リスク管理規程」及び「情報システム管理規程」を制定し、教育研修等により周知徹底し、その実効性を高める。
(2) 内部監査室は、リスクアプローチの監査を行い、リスクを発見した場合は、速やかに代表取締役社長に報告し、適切な措置を取る。
(3) 当社に重大な影響を与える恐れがある事象が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等外部アドバイザーと連携して、速やかな対応を取り、被害を最小限にとどめる。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 経営戦略及び業務執行に係る重要な意思決定を行うために月１回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、週に1回執行役を加えたミーティングを開催する。
(2) 取締役会にて決定された事項を執行するために、本部長、支店長、営業所所長及び部長からなる合同会議を月１回開催する。
(3) 必要に応じて組織規程、業務分掌規程を見直し、各取締役における業務執行の効率化を図る。
(4) 中期経営計画、年次予算を策定し、毎月予算実績管理を行う。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)「内部通報者保護規程」を設け、使用人は、法令・社内規程その他のコンプライアンス違反に関する事実を発見又は自らの不注意により行った場合は、速やかに内部監査室に報告する。報告・相談を受けた内部監査室は、報告・相談者の氏名等については、本人の了解なく明らかにしない。また、報告・相談者が報告・相談したことにより、不利益を被らないようにする。
(2) 内部監査室は、使用人の職務執行について定期的に内部監査を実施し、是正処置を勧告するとともに、代表取締役社長及び監査役に活動
状況を報告する。
(3) 内部監査室及び法務部が中心となり、コンプライアンスの教育を行い、使用人のコンプライアンス意識の向上に努める。

6．当社及び子会社から成る企業集団(以下、「当社グループ」)における業務の適正を確保するための体制
(1)「グループ会社管理規程」を制定し、子会社の経営内容の把握、内部統制整備を行う。
(2) 内部監査室は、子会社の業務執行の適正化をはかるため、子会社の内部監査を行う。
(3) 当社の取締役又は使用人を子会社の取締役、監査役として派遣し、子会社の業務執行、監査を行う。
(4) 子会社の経営戦略、業務執行に係る重要な意思決定及び業務執行の状況について、毎月定期的に報告を受け、必要に応じて指導する。
(5) 当社に「グループ会社内部通報者保護規程」を設け、内部通報制度を受け付ける制度を導入する。

7．監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、速やかに会社は当社の使用人から監査役補助者を任命するものとする。
(2) 監査役補助者は、監査役より指示された業務の実施に関して、取締役からの指揮命令を受けないものとする。

8．取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人(以下、「当社グループの取締役及び使用人等」という。)が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 当社の監査役は、取締役会、合同会議その他の重要な会議に出席し、当社グループの取締役及び使用人等が当社の監査役に報告できる機会を設ける。
(2) 当社グループの取締役及び使用人等は、当社に重大な影響を与えるおそれがある事象が発生した場合には、直ちに監査役会に報告する。
(3) 当社の監査役は、独立性を保ち、いつでも必要に応じて、各部署に赴き、当社グループの取締役及び使用人等に対して報告を求めることができる。

9．監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 当社は、当社の監査役へ報告を行った者に対し、不利益な処遇及び不当な処分等の不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ内の　役員及び使用人に周知徹底する。
(2) 内部通報制度を利用した者を含め、当社の監査役へ報告を行った者は、不利な取扱いを一切受けず、また、不利な取扱いを行った者は、就業　規則により懲戒に処する。

10．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
(1) 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払又は支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
(2) 監査役は、通常の監査費用以外に、緊急の監査費用及び専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合は、担当役員に事前に通知するものとする。
(3) 監査役の職務の執行に必要な費用又は債務については、所定に手続により会社が負担する。なお、監査役は、当該費用の支出にあたり、効率性及び適正性に留意するものとする。

11．財務報告に係る信頼性を確保するための体制
(1) 財務報告に係る信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築する。
(2) 財務報告に係る内部統制システムの整備・運用を評価するとともに、不備が発見された場合には、必要な是正措置をとり、経営の公正性・透明性の確保に努める。

12．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役会と内部監査室、会計監査人の相互連携により、監査役監査の実効性を確保するとともに、社外監査役と常勤監査役との情報共有を図ることにより、外部の視点からの経営監視機能を確保する。
(2) 内部監査室は、監査役会の要請に従い、内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
(3) 社外監査役として、企業経営・CSR(企業の社会的責任)に精通した経験者を招聘し、取締役等業務執行者からの独立性を確保する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況は以下のとおりであります。

1．当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないこと
を基本方針とする。
2．当社は、「反社会的勢力排除規程」において、反社会的勢力との関係断絶を明記し、コンプライアンス研修等を通じて役員及び使用人にこれを周知徹底する。
3．反社会的勢力に対する対応の主管部署を管理部とし、社内関係部門および外部専門機関との協力体制を整備する。
4．取締役及び使用人は、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合 には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、主管部署を中心に外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する体制を確立する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――